

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 3 月 1 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年10月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(管理職手当等)」に改め、同条第2項中「第11条」を「第9条、第11条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第6条に規定する手当については、第1項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員のうち管理者が別に定めるものには適用しない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

\_\_部分は改正部分

改正後	改正前
<p><u>(管理職手当等)</u></p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>第9条、第11条、第12条第2項及び第13条に規定する手当については、前項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員には適用しない。</u></p> <p>3 <u>第6条に規定する手当については、第1項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員のうち管理者が別に定めるものには適用しない。</u></p>	<p><u>(管理職手当)</u></p> <p>第7条 略</p> <p>2 第11条、第12条第2項及び第13条に規定する手当については、前項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員には適用しない。</p>